

「社会福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令」に関するご意見募集について」の結果について

令和4年3月30日  
厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令」に関する御意見募集について」については、令和4年1月28日から令和4年2月26日までの間、電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じて御意見を募集したところ、3件の御意見等を頂きました。

お寄せいただいた御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみ要約の上、取りまとめることとしておりますのでご了承下さい。このほか、本件の改正に直接関係しない御意見につきましては、個別の回答はお示しておりませんが、貴重な御意見として承っております。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	厚生労働省関係の身分証明書等は、様式を統一化するなどして経費削減に努めるべきである。	「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第175号）」において、厚生労働省が所管する法令に基づく立入検査等において統合様式の使用が可能となっています。 本改正により、社会福祉連携推進法人の立入検査をする職員の携帯する身分証明書についても、当

		該統合様式の使用が可能となります。
2	<p>○ 社会福祉連携推進法人の立入検査をする職員の身分を示す証明書について、公務所又は公務員の印章が付された証明書であるのが適切と考える。</p> <p>もし現状がその様な印章が付されていない証明書様式となっているのであれば、公務所又は公務員の印章を付す形に改正されたい。</p> <p>○ 社会福祉法人の所轄庁への届出等に当たって、電子メールの利用を行うのであれば、送信・受信両方について、その経路中で電子メールが TLS による暗号化 (SMTPoverTLS、STARTTLS) での保護がなされるようにされたい。</p> <p>ホームページや届出に関するシステムについては適切にセキュリティ対策が行われた https での実施となっても、電子メールについてのセキュリティは不適切で途中回線において通信内容が平文で丸分かりといった事がよくあるようであるので意見しておく。</p>	<p>○ 当該証明書は、厚生労働大臣等の印を付しています。それによって、当該証明書の真正性は担保されていると考えています。</p> <p>○ 社会福祉法人の所轄庁への届出等については、原則として独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムを活用して行うこととしているところですが、御指摘も踏まえ、今後とも法人等に不利益が生じることはないよう、適切にセキュリティを確保してまいります。</p>
3	異論ありません。	省令案に賛成の御意見として承りました。